

産情発 0602 第 7 号
令和 7 年 6 月 2 日

別記団体の長 殿

厚 生 労 働 省 大 臣 官 房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」
等の施行に伴う再生医療等の安全性の確保等に関する法律等の一部改正につい
て

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長
宛てに通知いたしましたので、御了知の上、貴下団体会員に対する周知方よろし
くお取り計らい願います。

(別記)

一般社団法人 欧州製薬団体連合会（E F P I A J a p a n）
一般社団法人 国際抗老化再生医療学会
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本C R O協会
一般社団法人 日本リンパ腫学会
一般社団法人 日本遺伝子細胞治療学会
一般社団法人 日本医療機器テクノロジー協会
一般社団法人 日本医療機器産業連合会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本形成外科学会
一般社団法人 日本血液学会
一般社団法人 日本再生医療学会
一般社団法人 日本作業療法士協会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本膵・膵島移植学会
一般社団法人 日本先進医療医師会
一般社団法人 日本造血・免疫細胞療法学会
一般社団法人 日本美容外科学会（J S A P S）
一般社団法人 日本美容外科学会（J S A S）
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本免疫治療学会
一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
一般社団法人 米国医療機器・I V D工業会（AMDD）
医療機器業公正取引協議会
医療用医薬品製造販売業公正取引協議会
医薬品企業法務研究会
欧洲ビジネス協会医療機器・I V D委員会（E B C）
癌免疫外科研究会
経済産業省商務情報政策局生物化学産業課

公益財団法人 医療機器センター
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全国柔道整復学校協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
公益社団法人 東洋療法学校協会
公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本口腔インプラント学会
公益社団法人 日本口腔外科学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
公益社団法人 日本歯科衛生士会
公益社団法人 日本歯科技工士会
公益社団法人 日本柔道整復師会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本鍼灸師会
公益社団法人 日本診療放射線技師会
公益社団法人 日本整形外科学会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 日本皮膚科学会
公益社団法人 日本美容医療協会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本理学療法士協会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
国家公務員共済組合連合会
国立医薬品食品衛生研究所
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
国立健康危機管理研究機構
国立社会保障・人口問題研究所
国立障害者リハビリテーションセンター

国立保健医療科学院
社会福祉法人 恩賜財団済生会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
全国厚生農業協同組合連合会
多血小板血漿（P R P）療法研究会
特定非営利活動法人 日本口腔科学会
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
特定非営利活動法人 日本美容外科医師会
特定非営利活動法人 日本免疫学会
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
日本SMO協会
日本がん免疫学会
日本バイオセラピィ学会
日本医学会
日本異種移植研究会
日本血液疾患免疫療法学会
日本再生歯科医学会
日本歯科医学会
日本製薬工業協会
日本製薬団体連合会
日本赤十字社
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
米国研究製薬工業協会（PhRMA）
防衛省人事教育局衛生官

別添

産情発 0602 第 1 号
令和 7 年 6 月 2 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公印省略)

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」等の施行に伴う再生医療等の安全性の確保等に関する法律等の一部改正について

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、新たに「拘禁刑」が創設され、令和 7 年 6 月 1 日より施行されました。

同法の施行に伴い、下記のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）及び臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が改正され、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 62 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号）を改正し、令和 7 年 6 月 1 日より施行しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、改正の内容の詳細は別紙のとおりですので、併せて周知の程よろしくお願ひいたします。

記

以下のとおり、左欄に掲げる改正対象法令の右欄に掲げる規定中、「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」と改める。

改正対象法令	規定
再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第 35 条第 4 項第 2 号及び第 59 条から第 61 条まで
臨床研究法	第 24 条第 1 号、第 39 条及び第 40 条
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	様式第 14、様式第 19、様式第 22、様式第 25 及び様式第 27

第十二条 少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「徴役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中「（平成十四年法律第六十六号）」を削る。

第一百三十二条中「徴役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第三項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第五百四十五条第一項の改正規定を除く。）及び第十二条の規定が公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

（検証）

3 政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十一条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になつてないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣	岸田 文雄
法務大臣	古川 稔久
国土交通大臣	齊藤 鉄夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係（第一条～第六十七条）

第二章 会計検査院関係（第六十八条）

第三章 内閣官房関係（第六十九条～第七十九条）

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係（第八十条～第九十三条）

第二節 公正取引委員会関係（第九十四条～第九十五条）

第三節 国家公安委員会関係（第九十六条～第一百八条）

第四節 個人情報保護委員会関係（第一百九条・第二百十条）

第五節 金融庁関係（第一百十一条～第一百三十七条）

第六節 消費者庁関係（第一百三十八条～第一百四十二条）

第五章 デジタル庁関係（第一百四十三条）

第六章 復興庁関係（第一百四十四条）

第七章 総務省関係（第一百四十五条～第一百七十五条）

第八章 財務省関係（第一百八十二条～第一百八十八条）

第九章 文部科学省関係（第二百九条～第三百九条）

第十章 厚生労働省関係（第二百二十条～第二百七十四条）

第十一章 農林水産省関係（第二百七十五条～第二百九十九条）

第十三章 経済産業省関係（第三百条～第三百四十条）

第十四章 國土交通省関係（第三百四十一条～第四百二十二条）

第十五章 環境省関係（第四百二十二条～第四百三十五条）

第十六章 防衛省関係（第四百三十六条～第四百四十条）

第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十二条～第四百四十三条）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置（第四百四十四条～第四百五十七条规定）

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置（第四百五十八条）

第二節 刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第四百五十九条～第四百六十三条）

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十四条～第四百六十八条）

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十九条～第四百七十二条）

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二条）

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十三条）

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

第十四条 第五百八十八条

第四章 その他（第五百九条）

附則

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係

（爆発物取締罰則の一部改正）

第一条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徴役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「徴役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「徴役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「徴役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「徴役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第二百六十八条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次のように改定する。

第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第二百六十九条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認心理師法の一部改正）

第二百七十条 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改定する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第二百七十二条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の一部を次のように改定する。

第八条第三号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨床研究法の一部改正）

第二百七十二条 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改定する。

第三十五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第二百七十三条 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改定する。

第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正）

第二百七十四条 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の一部を次のように改定する。

第六条第一号へ(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（臓虎臓肭獸獵獲取締法等の一部改正）

第二百七十五条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 臓虎臓肭獸獵獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）第五条

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十七条及び第四十八条

三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十六条及び第三十七条

四 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十九条から第四十一条まで

五 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第七十八条から第八十条まで

六 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第五十三条及び第五十四条

七 農産物検査法（昭和二十六年法律第一百四十四号）第三十八条及び第三十九条

八 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二十六条

九 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十四条及び第六十五条

十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十七条から第六十九条まで

十一 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十二条第一項及び第二項

十二 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十三条

十三 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第八条の二、第九条及び第九条の三

十四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十六条

十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十五条

十六 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十六条

十七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十四条

十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十五条から第五十八条まで及び第六十一条

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十五条

二十 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条から第六十九条まで及び第七十条第一項

二十一 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第十七条及び第十八条

二十二 独立行政法人畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）第十四条

二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第二十三条

二十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第一百九十七号）第十四条

二十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第二十六条

二十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十八条

二十七 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第六十九条

二十八 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十六条

二十九 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）附則第十八条第二項及び第三項

三十 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十八条

三十一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十五条

三十二 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九条から第四十一条まで

三十三 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条

三十四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三十六条

三十五 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十七条

三十六 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第四十四条から第四十六条まで

三十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十二条及び第六十三条

三十八 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第一一二号）第十八条第一項及び第二項

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第二百六十八条関係）

改 正 案	現 行
（特定細胞加工物の製造の許可）	（特定細胞加工物の製造の許可）
第三十五条 （略）	第三十五条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。	4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。
一 （略）	一 （略）
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者	二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
三・四 （略）	三・四 （略）
5 （略）	5 （略）
第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一・七 （略）	一・七 （略）
第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。	第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一・五 （略）	一・五 （略）

[

改 正 案

現 行

（欠格事由）

第二十四条 前条第四項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

一 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二（七）（略）

（欠格事由）

第二十四条 前条第四項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二（七）（略）

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○厚生労働省令第六十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号(1)から様式第十号(2)まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号の二から様式第十五号の二まで及び様式第二十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号(1)から様式第一号まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号、様式第九号の二及び様式第九号の三の二から様式第九号の五まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第二十号様式及び別記第二十号の二様式

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）様式第一号、様式第五から様式第五の三まで、様式第五の五(一)、様式第五の五(二)

八、様式第二十、様式第二十一の二、様式第二十一の四、様式第六十三の二、様式第六十三の四、様式第六十三の五、様式第六十三の七、様式第七十六、様式第七十八、様式第八十三、様式第八

十六、様式第八十六の二、様式第八十七、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三、様式第九十四の四

三 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）様式第一号

四 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）様式第三号

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第二、様式第

六 及び様式第七

七 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第二

一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「旧薬事法施行規則」という。）第百五十三条により読み替えて準用する旧薬事法施行規則第六条の規定による様式第七十八式第十四、様式第十九、様式第二十二、様式第二十五及び様式第二十七

八 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第百四十九条第一項の規定による様式第八十二

九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）様式第十四、様式第十九、様式第二十二、様式第二十五及び様式第二十七

十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）様式第一及び様式第二

(厚生年金保険法施行規則等の一部改正)

第五条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第三十四号

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十年厚生省令第三十四号）別記様式

三 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

四 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式

五 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）様式第九号

(労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正)

第六条 次に掲げる省令の規定中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十二条の四第一号

二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十四条の四第一号

三 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第三条第二項第一号

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第十二条

五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第六条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の五の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六の五から様式第一号の六の十まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の七及び様式第一号の七の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の八から様式第一号の九の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。